

政令第百十二号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）附則第十一条第三項及び第八項並びに第十二条第八項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第九条第三項及び第八項並びに第十条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第一条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を附則第九条とし、附則第六条を附則第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十年年度の法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合）

第八条 平成三十年年度の法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(平成三十年度の概算負担調整基準額)

第六条 平成三十年度の法附則第十一条第三項に規定する政令で定める額は、四万三千八十四円とする。

附則に次の一条を加える。

(平成三十年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合)

第十条 平成三十年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を次のように改正する。

附則第五条を附則第七条とし、附則第四条を附則第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(平成三十年度の法附則第九条第八項に規定する政令で定める割合)

第六条 平成三十年度の法附則第九条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

附則第三条の次に次の一条を加える。

(平成三十年度の概算負担調整基準額)

第四条 平成三十年度の法附則第九条第三項に規定する政令で定める額は、四万三千八十四円とする。

附則に次の一条を加える。

(平成三十年度の法附則第十条第八項に規定する政令で定める割合)

第八条 平成三十年度の法附則第十条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。